

○ 地方更生保護委員会委員及び保護観察官の証票に関する訓令

平成20. 5. 30法務省訓令第2号
法務大臣訓令

地方更生保護委員会委員及び保護観察官の証票に関する訓令を次のように定める。
平成20年5月30日

法務大臣 鳩山邦夫

地方更生保護委員会委員及び保護観察官の証票に関する訓令
(この訓令の趣旨)

第1条 更生保護法(平成19年法律第88号)第25条第2項(同法第36条第3項, 第63条第10項, 第64条第3項及び第73条第5項において準用する場合を含む。)の身分を示す証票(以下「証票」という。)については, この訓令の定めるところによる。
(様式)

第2条 証票は, 地方更生保護委員会委員(以下「委員」という。)については付録第1号様式, 保護観察官については付録第2号様式による。
(証票の携帯)

第3条 委員及び保護観察官は, その職務を行う場合には, 証票を携帯し, 関係人の請求があったときは, これを提示しなければならない。
(発行者)

第4条 証票の発行者は, 委員及び地方更生保護委員会に勤務する保護観察官については当該地方更生保護委員会の委員長とし, 保護観察所に勤務する保護観察官については当該保護観察所の長とする。
(交付簿)

第5条 証票の発行者は, 証票交付簿を備え, 証票交付簿及び証票には, 発行番号, 発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載し, 証票と証票交付簿にかけて契印を押すものとする。
(押印)

第6条 証票には発行者の公印を押すものとする。
(写真の掲載等)

第7条 証票には交付を受ける者の顔写真を掲載するものとし, 写真と台紙にかけて刻印又は別に保護局長が定める印を押すものとする。
(貸与等の禁止)

第8条 証票は, 他人に譲渡し, 又は貸与してはならない。
(事故届等)

第9条 証票を破損し, 又は紛失したときは, その旨を速やかに証票の発行者に届け出なければならない。
2 証票の発行者は, 前項の届出を受けたときは, これを確認した上, 証票を再発行するものとする。
(返納)

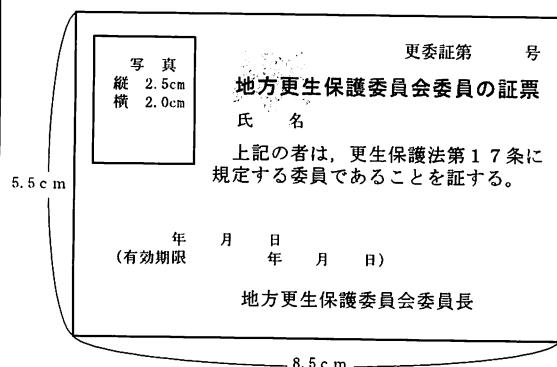
第10条 証票は, 委員若しくは保護観察官の身分を失った場合又は休職, 停職若しくは発行者を異にする異動の場合は, 速やかに発行者に返納しなければならない。
(有効期間)

第11条 証票の有効期間は, 委員の証票については発行の日から3年とし, 保護観察官の証票については発行の日から5年とする。

2 有効期間の満了した証票は, 速やかに発行者に返納しなければならない。
附 則

- 1 この訓令は, 更生保護法の施行の日(平成20年6月1日)から施行する。
- 2 保護観察官証票規程(昭和44年法務省訓令第6号。以下「旧規程」という。)は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧規程により発行された証票は, その有効期間中, この訓令により発行された証票とみなす。

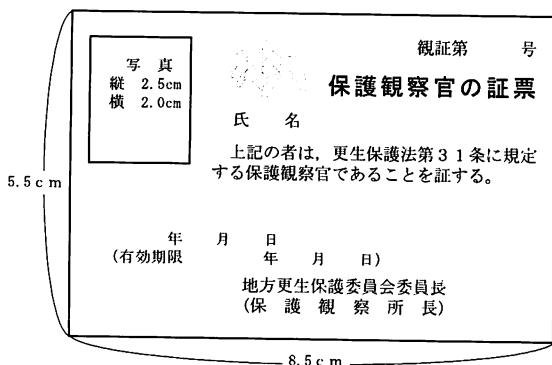
付録第1号様式
表面 (白色)



裏面 (白色)

- 委員は、その職務を行う場合には、証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 証票は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 証票を破損し、又は紛失したときは、その旨を速やかに証票の発行者に届け出なければならない。
- 証票は、地方更生保護委員会委員の身分を失った場合又は休職、停職若しくは発行者を異にする異動の場合は、速やかに発行者に返納しなければならない。
- 証票の有効期間は、発行の日から3年とする。

付録第2号様式
表面 (青白色)



裏面 (白色)

- 保護観察官は、その職務を行う場合には、証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 証票は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 証票を破損し、又は紛失したときは、その旨を速やかに証票の発行者に届け出なければならない。
- 証票は、保護観察官の身分を失った場合又は休職、停職若しくは発行者を異にする異動の場合は、速やかに発行者に返納しなければならない。
- 証票の有効期間は、発行の日から5年とする。